

第6回認証評価検討委員会 議事要旨

(注：本議事要旨は、事務局の責任で作成したものであり、今後、訂正される可能性があります。)

日時：平成16年3月23日 15:00～17:00

場所：弁護士会館1703号室

出席委員(50音順、敬称略)浅古弘、阿部一正、飯田隆、飯室勝彦、大出良知、柏木昇、亀井尚也、川端和治、菊地武久、京藤哲久、小山稔、中川深雪、納谷廣美、長谷川裕子、宮川光治、吉松悟、米倉明(欠席：浦辺法穂、小幡純子、高木晴夫、日和佐信子、松浦好治、村瀬均)

(議題)

1 評価基準・解説

・資料69の認証基準案を検討し確定する。今月末から3週間程度の期間をとってパブコメを求め、必要に応じ修正する。委員会開催の必要が生じた場合は招集するが、必要ない場合は正副委員長が修正する。5月に財団理事会の承認を得て、5月中に文科省に認証申請する。文科省に対する報告書も作成中。

(事務局)いくつか大枠の確認を。

第1は、評価基準の分類。従来4種類の分類であった。重要マスト、相対マスト、上乘マスト、上乘ベターの4つ。従来の分類はわかりにくい、という意見があったので改訂した。改訂案は、3分類。設置基準に由来する基準：一つでも充足しなければ不適格。従来は数値基準が否かで分けていたが、それを一本化した。残りの上乘せ部分について2つに分けた。一つは、追加基準A。それを充足していなければ不適格になりうるもの。もう一つは、追加基準B。充足しなくても不適格にはならない。全部で47項目。設置基準が25項目(資料81)、追加基準Aが7項目(資料82)、追加基準Bが15項目(資料83)。

第2は、判定の基準。資料84。各評価基準の判定の仕方を、多段階(5段階)で評価するものと、合否で評価するものに分ける。原則は、多段階で評価するが、それが不可能なものは合否で評価する。1学年の単位数等は、合否で評価する。合否で評価するものが9項目。

第3は、多段階評価の際の段階の数について。資料84。5段階が妥当ではないか、ということで、5段階を提案する。評価を高めるためのインセンティブを持たせるために、評価にコメントをつけて、前回の評価より伸びているところはコメントする。各項目のイメージは以下のとおり。E：不可。D：最低限はクリア。C：相当努力して取り組んでいる。B：努力した上で、顕著な効果を上げている。A：傑出している。

資料78に沿って説明。資料79：評価基準の分類の説明。資料80：評価基準の分類を資料79に従ってやりなおしたもの。資料81、82、83がそれぞれの評価項目。資料81が設置基準由来の基準、資料82が追加基準A、資料83が追加基準B。資料69とは若干異動があるので後でご議論を。

【評価基準を4分類から3分類に変更することについて】

・変更して大変すっきりした。追加基準のAは、一つでも不可がいたら不適格、ということだが、文科省が行う評価は設置基準に対してであるので、追加基準のAが不可になっても文科省の適格認定は出ることになる。その点の整合性は。

(事務局)資料79。B案に、適格認定との関係を記載した。追加基準Aを一つでも満たしていなければ不適格となりうる。ただし、追加基準Bを含め他の評価基準の評価を考慮し、当該追加基準Aの不充足を補うに足る事情があれば適格となる場合もある。

文科省との関係では、齟齬があってもよいと考えている。すなわち、財団が不適格とした法科大学院に対し、文科省が適格認定を行う余地はある。

・法曹倫理を必修とすることは設置基準項目ではないが、財団は追加基準Aとする。これでよいでしょうか。(異議なし)

【基準分類のバランス】

・6-1-1(履修指導)と8-2-2(学生へのアドバイス体制)は重ならないか。

(事務局)6-1-1は、授業での指導に焦点を当てている。8-2-2は、学習環境。チューター等と相談する体制についての基準。

【基準1-4-1(重要事項決定についての独立性)について】

・1-4-1(重要事項決定についての独立性)について。中教審答申で四角に囲っているところは設置基準、地の文に記載されているのは追加基準、ということか。

(事務局)中教審との整合性ということではなく、設置基準との整合性。

・1-4-1は、設置基準そのものではないが、解釈上要求されると言うことか。

・この点は、設置基準の文言としては要求されていないが、当然の前提としていた、ということか。

・認可されなかった法科大学院で、予備校との関係が問題になっているところがあった。教育機関としての独立性。不認可の理由の中にも記載されていた。設置基準の解釈として独立性が必要であるということで、理由に記載されたのでは。

・一番議論になったのは、法科大学院を研究科内の専攻のひとつにした場合に、法科大学院の意思決定における独立性が保たれるか、ということ。

・専攻科となったときに、法科大学院固有の教授会はないことになる。その場合、学内規

則でどれだけ独立しているかを見たのか。

・一つの研究科内に二つの専攻があり、その二つが均衡している、というところはあまりない。法科大学院における重要事項が独立の専攻会議で決められていることが、教授会「等」で審査される。

・専攻会議は教授会の下位機関で、教授会の決定を予定していると思う。

・専攻に独立性を持たせると、教授会が成り立たなくなる面がある。もうひとつ、設置基準は学校教育法の具体化であるから、法が独立性を求めているなら、設置基準項目になる。

・設置審では、実質的にカリキュラム等を法科大学院が決定できていればよかった。

・文科省は、当初は形式的な独立性を求めていたと思う。しかし、現実的には多くの法科大学院が研究科内の一専攻として設置されるということがはっきりしてきた時点で、その点が緩和された。

・設置基準にして表現を緩和するのはどうか。

(事務局) 自主的独立的に運営されていること、ということでよいか。「教授会」は削除する。

【休講の穴埋めに対する配慮について】

・休講が多かった場合、穴埋めを適切に行うべき。そのルールを決めてあるのか。何で休講が多いのか、対外活動が多すぎる。対外活動は制限するルールを求めるべきではないか。そういう大学があったら評価されてよいと思うが、そういうことはどこに入ってくるのか。

(事務局) 6 - 1 - 2 (授業実施の態様・方法)。この項目の評価における一つの視点となる。

【基準 3 - 2 - 1 (十分な準備が可能な担当授業時間数)】

・3 - 2 - 1、これは (追加基準 B) だが、設置審でも負担が多いところは是正を求めていた。これは でもよいように思うが。ただし、準備すべき時間の基準や、一人でも不可の教員がいたら不適格、というものでもないが。

・3 - 2 - 1 は に格上げということ。

【教員の男女比について】

・教員の男女比については、年齢だけではなく、法曹関係者のジェンダーバランスは最近話題になっている。

(事務局) 議論はしたことがあった。授業そのものに着目した評価項目があるので、年齢比の基準は関係ない、という議論もあった。男女比も同じ問題。

- ・基準をどうつくるのか。

- ・女性を積極的に活用しているところについて、評価する。

- ・入れてもか。法律の教師に女性はそもそも少ない。だからこそ基準にして促進すべき、という考えもあると思うが。

- ・「バランス」というと、半々ということになるが、そもそも女性が少ないので、表現を工夫すべき。

- ・評価機関がそれを基準に織り込むのはどうか。むしろ年齢もはずしたい。各大学がそれを方針にするのはよいが。評価機関がそれを一律的に促進すべきことなのか。

- ・法科大学院は、学生の3、40%は女性。これに対し、教員に女性は少ない。女性の増加を促進すべきではある。

- ・今でこそ学生の30%が女性だが、かつては数%。今の多数の女性が教員となるには10年かかる。いずれ、女性が多数になる。

- ・「バランス」というと議論になるので、なるべく登用すべく努力する、という項目を入れる、ということ。

【評価基準の判定について】

(事務局)資料84。判定の仕方についての整理。合否判定と多段階評価の区別について。

- ・合否判定とされたもので、多段階評価とすべきものはないか。

- ・9-2-2(修了認定実施の適切性)は。

(事務局)修了認定については、評価基準を基準の設定と実施に分けており、そのうち、実施については合否判定とした。

- ・3-1-2(実務家の専任教員の割合)。実務家教員が多ければ多いほど高く評価されるのか。

- ・3-1-2は数値基準だから、合否判定がよいかもしれないですね。

(事務局)資料84。多段階評価は5段階評価としている。5段階評価のあり方。追加基準Bの判定の仕方。これについても不可判定を行う。

【地域に根付いた法曹のイメージ】

・資料69の21頁。「地域に根付いた法曹」のイメージができない。弁護過疎地域の弁護士になろう、ということなのか、読んでもよく分からなかった。

・ある法科大学院では、中国との取引が多いということで、中国法の講義を行う、というところがあった。

・地方の、法曹人口が少ない地域の法科大学院は、地元で法曹を育てる、ということイメージしている。

・医師の育成でそういうことがあった。

・特に専門に特化しないで、駆け込んでいってとっさの相談を受ける。とりえず何でも相談を受ける、ということ。

・地方に特有の問題を扱う、というところもあるし、地方自治体に入っていき、ということもある。あまり詳細な定義を設けると、法科大学院の制約になる。

【5段階評価のあり方について】

・絶対評価で多段階評価は困難である。

・相対評価も入ってくるのでは。

【基準2-2-1(既修者認定の基準)について】

・2-2-1の既修者認定の解説について公平・公正とは。

(事務局)2-1-1、(3)2に、公平・公正の各定義について記載している。既修者認定においても、縁故とか寄付とかを考慮しないということ。

・既修者認定について、全体の公平性を考えたとき、問題になるという気がしている。試験のやり方として、科目別評価を合算しているのか。各科目間の成績にばらつきがあっても、全体で合格していたら1年間免除になるということでのいいのか。

・全くおっしゃるとおり。各科目ごとに最低点の基準を設けるべきである。

・その点は各大学の裁量に委ねられている。

・既修者認定は、科目ごとに認定するべきである。ただし、認定方法について、試験以外の要素を考慮することはあり得る。

(事務局) 2 - 2 - 1 の解説は不十分。ここは充実させる。

・民訴とか刑訴で、個別の試験をしないで、民法や刑法の試験を行い、その成績と、民訴、刑訴の学部の成績で民訴、刑訴の既修を認定するところもあった。解説で、試験と認定科目の適合性についても記載するべき。

(事務局) 既修者認定の方法について、試験をするべきか、口頭試験を行うか、学部成績の考慮を行うかは裁量があるということによいか。

・学部成績は、公平性で問題が生じる。

・実際に訴訟法はやらない、というところはある。今の段階でこれがベストとはいえないのではないか。現段階では早すぎるのではないか。2 - 2 - 1 が多段階評価になっているが、既修者認定のあり方について財団がモデルを示すのは困難ではないか。合否判定でよいのでは。

・基準は抽象的にするというので。

【追加基準 B の判定の仕方について】

・追加基準 B について。不可判定を行うということによろしいですか。(異議なし)

【基準 5 - 1 - 1 (科目の開設) について】

・カリキュラムで。5 - 1 - 1 の、バランスよく履修の点。多段階評価の基準はあるのか。どう評価するのか。

・問題になったのは、家族法など。大規模な LS が大規模というだけで良い評価になるのは避けるべき。

2 当委員会の報告書作成の件

(事務局) 資料 7 6、8 5。報告書。資料 7 6 が報告書の内容、資料 8 5 が報告書の項目。資料 7 6 の研究の結果は、当委員会での議論、大学訪問等で得られた意見をまとめたもの。資料 8 5 の項目について、これでよいかを検討いただきたい。

3 法科大学院訪問調査

・資料 7 7、法科大学院訪問について。6 4 校訪問済み。残りのうち 3 校は日程が決まった。残り 1 校も調整中。

- ・本委員会はこれで最後。基準はパブコメを求める。報告書は意見をいただく。これらについて、微調整の場合には正副委員長に一任いただきたい。根幹に関わる場合には招集するという事。

- ・言葉の問題で、「修」と「習」。法科大学院においては「修」に統一してほしい。

- ・今までお忙しい中ありがとうございました。

(理事長) 6回にわたり長時間の議論をありがとうございました。基本的な問題から技術的な問題まで、多様な問題について、一応の決着をつけていただいた。今後、文科省の申請ができるよう努力する。今後とも、ご協力をよろしく申し上げます。

- ・これで終わります。ありがとうございました。

以上